

二二二 特定猟具使用禁止区域（銃器）

五十一 ベルセルバカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市平蔵一、五七九番地一ほか四〇二筆のベルセルバカントリークラブ市原コースの区域内

五十二 ザナシヨナルカントリー倶楽部千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市寺谷六六六番地の二ほか一七三筆のザナシヨナルカントリー倶楽部千葉の区域内

五十三 CPGカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市川在九七四番地の七ほか一六四筆のCPGカントリークラブの区域内

五十四 千葉新日本ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市新巻八五〇番地の一ほか五六九筆の千葉新日本ゴルフ倶楽部の区域内

五十五 千葉セントラルゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市松崎二八一番地一ほか二八五筆の千葉セントラルゴルフクラブの区域内

五十六 千葉よみうりカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市若一番地一ほか六九八筆の千葉よみうりカントリークラブの区域内

五十七 大千葉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市平蔵三、三二〇番地ほか二六六筆の大千葉カントリー倶楽部の区域内

五十八 源氏山ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市大桶九五六番地の一ほか三五九筆の源氏山ゴルフクラブの区域内

五十九 市原ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市奉免八五五番地ほか一、四〇九筆の市原ゴルフクラブの区域内

六十 市原京急カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市馬立三、〇二番一三ほか六八三筆の市原京急カントリークラブの区域内

六十一 かずさカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市古敷谷九七五番地ほか三一八筆のかずさカントリークラブの区域内

六十二 加茂ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市月出八一番地の一ほか三二五筆の加茂ゴルフ倶楽部の区域内

六十三 南総カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市上高根一、六九二番一、六九二番二の二、六九二番一の二、六九二番一、七〇三番から一、七〇七番まで、一、七二〇番一、七二〇番八、七二五番一、七二五番二、七二六番から一、七二九番まで、一、七二〇番一、七二〇番一、七二〇番一、七二一  
番から一、七二七番まで、一、七二八番一、七二八番二、七二九番一、七二九番二、七三六番及び一、七三七番並びに同市南有崎八一一番の一及び  
八二番の二の区域

六十四 鶴舞カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市田尾一、二九三番地の二ほか九三三筆の鶴舞カントリー倶楽部の区域内

六十五 八幡カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市中高根一、四一八番地の一ほか二五筆の八幡カントリークラブの区域内

六十六 一の宮カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡一宮町東浪見地先の長生郡一宮町町道二一五号線と同町東浪見三、三〇八番一地先の軍荼利大堰管理用道路との接点を起点とし、同所から同管理用道路を  
南西へ進み一の宮カントリー倶楽部の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町町道三八六号線との接点に至り、同所から同町町道三八六号  
線を北東へ進み同町町道三八五号線との接点に至り、同所から同町町道三八五号線を北東へ進み同町町道二一五号線との接点に至り、同所から同町町道二一五  
号線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

六十七 オーク・ヒルズカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市劝毛八九二番地一ほか五一筆のオーク・ヒルズカントリークラブの区域内

六十八 東千葉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

東金市蓮五〇三番一ほか一、〇六一筆の東千葉カントリークラブの区域内

六十九 真名ゴルフ場・長柄町上野特定猟具使用禁止区域（銃器）

茂原市真名一、七四四番地三ほか三三三筆の真名カントリークラブ及び同市主太田四七六番地ほか七二二筆の真名カントリークラブゲリー・プレイヤーコース  
並びに長生郡長柄町上野五二二番地四ほか四二八筆の長柄ふる里村の区域内

七十一 印西特定猟具使用禁止区域（銃器）

印西市相嶋地先の我孫子市と印西市との境界線と泉道千葉電ヶ崎線との交点を起点とし、同所から泉道千葉電ヶ崎線を南東へ進み印西市中道〇〇一〇一八号線との  
接点に至り、同所から同市中道〇〇一〇一八号線を南西へ進み泉道千葉電ヶ崎線との接点に至り、同所から泉道千葉電ヶ崎線を南東へ進み泉道佐倉印西線との  
接点に至り、同所から泉道佐倉印西線を南東へ進み同市中道二二二号線との接点に至り、同所から同市中道二二二号線を南西へ進み同市中道二二〇号線との  
接点に至り、同所から同市中道二二〇号線を南西へ進み同市中道二二二号線との接点に至り、同所から同市中道二二二号線を南東へ進み同市中道二二〇  
号線との接点に至り、同所から同市中道二二二号線を北東へ進み同市中道二〇八五号線との接点に至り、同所から同市中道二〇八五号線を南東へ進み同市中道一  
一〇九号線との接点に至り、同所から同市中道二一〇九号線を南西へ進み同市中道二一〇九号線の終点に至り、同所から同市中道二一〇九号線の終点から南へ延長  
した直線を南へ進み国道四六四号との交点に至り、同所から国道四六四号を南東へ進み同市中道一〇七九号線との接点に至り、同所から同市中道一〇七九号線を北  
東へ進み同市中道二〇八号線との接点に至り、同所から同市中道二〇八号線を北東へ進み同市中道二〇二六号線との接点に至り、同所から同市中道二〇二六号線を



の接点に至り、同所から同町町道二〇〇二号線を南東へ進み国道三五六号（バイパス）との接点に至り、同所から国道三五六号（バイパス）を南東へ進み同町町道二〇〇二号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇二号線を東へ進み同町町道二〇〇三号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇三号線を南東へ進み国道三五六号との接点に至り、同所から国道三五六号を南西へ進み同町町道一〇〇四号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇四号線を北東へ進み同町町道二〇〇二〇号線との接点に至り、同所から同町町道二二〇二〇号線を南西へ進み同町町道二二〇三二号線との接点に至り、同所から同町町道二二〇三二号線を南東へ進み同町町道二二〇二二号線との接点に至り、同所から同町町道二二〇二二号線を南西へ進み同町町道二〇〇六号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇六号線を南東へ進み同町町道二〇〇八号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇九号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇九号線を南西へ進み同町町道二〇〇四号線との接点に至り、同所から同町町道二二〇六九号線との交点に至り、同所から同町町道二二〇六九号線を南東へ進み同町町道二二〇五八号線との交点に至り、同所から同町町道二〇〇九号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇九号線を南西へ進み同町町道二〇二二号線との接点に至り、同所から同町町道二〇二二号線を南東へ進み同町町道二〇二二号線との接点に至り、同所から同町町道二〇二二号線を南西へ進み同町町道二〇二二号線との接点に至り、同所から同町町道二〇二二号線を南東へ進み同町町道一六〇三二号線を南西へ進み県道成田安食線（ハイパス）との接点に至り、同所から県道成田安食線（ハイパス）を北西へ進み同町町道二〇二二号線との接点に至り、同所から同町町道二〇二二号線を南西へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み同町町道二〇二六号線との交点に至り、同所から同町町道二〇二六号線を南西へ進み同町町道一九〇三七号線との接点に至り、同所から同町町道一九〇三七号線を南西へ進み同町町道一九〇七六号線との交点に至り、同所から同町町道一九〇七六号線を南西へ進み独立行政法人水資源機構管理用道路を北西へ延長した直線との接点に至り、同所から同直線を南東へ進み独立行政法人水資源機構管理用道路との接点に至り、同所から同管理用道路を南東へ進み北印旛沼の堤防堤内地側法京との接点に至り、同所から南西へ延長した直線を南西へ進み県道八千代印旛栄自転車道線との接点に至り、同所から県道八千代印旛栄自転車道線を南西へ進み印西市市道二五三三号線との接点に至り、同所から同市市道二五三三号線を北西へ進み同市市道二五八号線との接点に至り、同所から同市市道二五八号線を北西へ進み同市市道二〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道二〇二二号線を北西へ進み同市市道二〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道二〇二六号線を北西へ進み同市市道二〇一八号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一八号線を南西へ進み県道印西印旛線との接点に至り、同所から県道印西印旛線を北西へ進み国道三五六号との接点に至り、同所から国道三五六号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

**七十四 佐倉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）**

佐倉市飯田一、〇〇〇番ほか五五七筆の佐倉カントリー倶楽部区域内

**七十五 スカイウェイカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）**

成田市幡谷九四一番一ほか四八七筆のスカイウェイカントリークラブ区域内

**七十六 総武カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）**

印西市造谷四九五番一ほか一、二二三筆の総武カントリークラブ区域内

**七十七 泉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）**

印西市吉田四五六番ほか四三八筆の泉カントリー倶楽部区域内

**八十一 ゴルフ倶楽部成田ハイツリー特定猟具使用禁止区域（銃器）**

香取郡多古町大門六五九番一ほか八八八筆のゴルフ倶楽部成田ハイツリー区域内

**八十二 千葉夷隅ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）**

夷隅郡大多喜町板谷五八八番ほか三五筆の千葉夷隅ゴルフクラブ区域内

**八十三 姉崎特定猟具使用禁止区域（銃器）**

市原市姉崎字太道六〇五番一九地先の県道千葉鴨川線と県道市原茂原線との交点を起点とし、同所から県道市原茂原線を南東へ進み同市畑木字永津前一二〇番一〇地先の同市市道二一〇号線との交点に至り、同所から同市市道二一〇号線を南東へ進み同市市道二一九五号線との接点に至り、同所から同市市道二一九五号線を北東へ進み同市市道二二二四号線との接点に至り、同所から同市市道二二二四号線を南東へ進み同市市道二二九四号線との接点に至り、同所から同市市道二二九四号線を南東へ進み同市市道八二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道八二二〇号線を南へ進み同市市道八二二〇号線の終点に至り、同所から同市市道八二二〇号線の終点から南東へ延長した直線を南東へ進み同市畑木字島居松三二六番地先の里道との交点に至り、同所から同里道を南へ進み同市海保字廣作一、四四八番五地先の同里道の南端に至り、同所から同所と同市市道二二二三号線とを結んだ直線を南西へ進み同市市道二二二三号線との交点に至り、同所から同市市道二二二三号線を北西へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

**八十四 小勝山団地特定猟具使用禁止区域（銃器）**

市原市上高根地先の市原市市道六〇三六号線と同市市道六〇一九号線との交点を起点とし、同所から同市市道六〇一九号線を南東へ進み同市南岩崎字鏡田六〇番地先の水路との接点に至り、同所から同水路を南東へ進み同市市道六三四一四一四号線との接点に至り、同所から同市市道六三四一四一四号線を南西へ進み同市市道六〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一九号線を南西へ進み同市市道六〇六六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇六六号線を北西へ進み同市市道六〇六七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇六七号線を南西へ進み同市市道六〇六七号線の終点と小勝山団地の外周との接点に至り、同所から小勝山団地の外周を北西へ進み同市上高根地先の上堰堰堤との接点に至り、同所から同堰堤を南西へ進み同市上高根字堰谷一、三六一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道六〇三六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇三六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

**八十五 浜野ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）**

市原市永吉字瓜ヶ谷九三七番ほか一九〇筆の浜野ゴルフクラブ区域外

**八十六 千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）**

習志野市茜浜三丁目三八番一地先の護岸の南端を起点とし、同所から同護岸を北西へ進み船橋市と習志野市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み船橋市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み八千代市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み

八千代市と印西市との境界線との接続に至り、同所から同境界線を南東へ進み県道船橋印西線との接続に至り、同所から県道船橋印西線を南西へ進み八千代市市道  
島田台二八号線との接続に至り、同所から同市市道島田台二八号線を南西へ進み国道一六号との接続に至り、同所から国道一六号を南東へ進み新川左岸との接続に  
至り、同所から新川左岸を北東へ進み同市市道逆水四号線との接続に至り、同所から同市市道逆水四号線を南東へ進み同市市道逆水三号線との接続に至り、同所か  
ら同市市道逆水二号線を南東へ進み同市市道逆水一号線との接続に至り、同所から同市市道逆水一号線を南へ進み同市市道米本二号線との接続に至り、同所から同市  
市道米本三号線を南へ進み同市市道米本六号線との接続に至り、同所から同市市道米本六号線を南東へ進み同市市道米本四四号線との接続に至り、同所から同市市  
道米本四四号線を北東へ進み県道千葉電ヶ崎線との接続に至り、同所から県道千葉電ヶ崎線を北東へ進み同市市道神野三九号線との接続に至り、同所から同市市  
道神野三九号線を南東へ進み県道八千代宗像線との接続に至り、同所から県道八千代宗像線を南西へ進み同市市道米本四五号線との接続に至り、同所から同市市道  
米本四五号線を南西へ進み同市市道米本四六号線との接続に至り、同所から同市市道米本四六号線を南東へ進み県道千葉電ヶ崎線との接続に至り、同所から県道千  
葉電ヶ崎線を南東へ進み同市市道米本下高野線との接続に至り、同所から同市市道米本下高野線を南西へ進み同市市道米本上高野線との接続に至り、同所から同市  
市道米本上高野線を南東へ進み同市市道宮内・上高野一号線との接続に至り、同所から同市市道宮内・上高野二号線を南東へ進み同市市道上高野一号線との接続に  
至り、同所から同市市道上高野一号線を東へ進み同市市道上高野三〇号線との接続に至り、同所から同市市道上高野三〇号線を北東へ進み同市市道上高野八〇九番地先  
の農道との接続に至り、同所から同農道を北東へ進み佐倉市と八千代市との境界線との接続に至り、同所から同境界線を南東へ進み千葉市との境界線との  
接続に至り、同所から同境界線を南東へ進み千葉市と四街道市との境界線との接続に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市若葉区御成台二丁目一番地先の  
千葉市市道若松町金親町線との接続に至り、同所から同市市道若松町金親町線を南東へ進み県道千葉川上八街線との接続に至り、同所から県道千葉川上八街線を南  
東へ進み県道浜野四街道長沼線との接続に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を南東へ進み同市市道若葉区御成台二〇二二番地先に至り、同所から県道浜野四街  
道長沼線を北東へ進み国道一六号との接続に至り、同所から国道一六号を北西へ進み同市市道磯辺茂呂町線との接続に至り、同所から同市市道磯辺茂呂町線を  
南東へ進み同市市道仁戸名町平山町線との接続に至り、同所から同市市道仁戸名町平山町線を南西へ進み同市市道仁戸名町一〇〇号線との接続に至り、同所から同  
市市道仁戸名町一〇〇号線を南西へ進み県道千葉大綱線との接続に至り、同所から県道千葉大綱線を南東へ進み千葉市と市原市との境界線との接続に至り、同所か  
ら同境界線を南西へ進み村田川河口に至り、同所から同所と東京湾沿岸特定猟鳥使用禁止区域境界点(北緯三五度四分二七秒、東経一四〇度四分一〇秒)とを結んだ  
直線を北西へ進み東京湾沿岸特定猟鳥使用禁止区域境界点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

### 八十七 白鳳カントリー倶楽部特定猟鳥使用禁止区域 (銃器)

成田市磯部八番地ほか(二四一筆)の白鳳カントリー倶楽部区域内

### 八十八 袖ヶ浦市昭和特定猟鳥使用禁止区域 (銃器)

県道袖ヶ浦中島木更津線と袖ヶ浦市奈良輪子上奈良輪一八七番地先の袖ヶ浦市管理道路との接続を起点とし、同所から同所と同市市道〇一一一号線の始点とを結  
んだ直線を南東へ進み同市市道〇一一一号線との接続に至り、同所から同市市道〇一一一号線を北東へ進み同市市道一五二五号線との接続に至り、同所から同市市  
道一五二五号線を東へ進み同市市道〇二〇九号線との接続に至り、同所から同市市道〇二〇九号線を南西へ進み同市市道一五一八号線との接続に至り、同所から同  
市市道一五一八号線を南東へ進み同市市道〇一〇一号線との接続に至り、同所から同市市道〇一〇一号線を南西へ進み県道南総昭和線との接続に至り、同所から県  
道南総昭和線を北西へ進み同市市道〇二〇七号線との接続に至り、同所から同市市道〇二〇七号線を北東へ進み同市市道〇一一七号線との接続に至り、同所から同  
市市道〇一一七号線を北西へ進み県道袖ヶ浦中島木更津線との接続に至り、同所から県道袖ヶ浦中島木更津線を北東へ進み起点に至る線とを直線で囲まれた区域

### 八十九 ムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コース特定猟鳥使用禁止区域 (銃器)

市原市小草畑五七七番ほか(二六筆)のムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コース区域内

### 九十 成田ニュータウン特定猟鳥使用禁止区域 (銃器)

成田市寺台地先の国道五二号と国道一九五号との接続を起点とし、同所から国道一九五号を南東へ進み成田市市道七一九久米吉倉線との接続に至り、同所から同  
市市道七一九久米吉倉線を南東へ進み県道成田小見川鹿島港線との接続に至り、同所から県道成田小見川鹿島港線を北東へ進み同市市道七一九三吉倉地内線との  
接続に至り、同所から同市市道七一九三吉倉地内線を西へ進み同市市道七五〇成田法ヶ塚線との接続に至り、同所から同市市道七五〇成田法ヶ塚線を北西へ  
進み同市市道七二五山ノ作東和田線との接続に至り、同所から同市市道七二五山ノ作東和田線を南西へ進み同市市道七六一大清水東和田線との接続に至り、  
同所から同市市道七六一大清水東和田線を北西へ進み国道五一号との接続に至り、同所から国道五一号を南西へ進み根木名川左岸との接続に至り、同所から根木  
名川左岸を南へ進み成田市と富里市との境界線との接続に至り、同所から同境界線を西へ進み富里市市道〇一〇〇三三線との接続に至り、同所から同市市道〇一  
〇〇三三線を南東へ進み同市市道一〇一四四号線との接続に至り、同所から同市市道一〇一四四号線を南西へ進み同市市道一〇二二七号線との接続に至り、  
同所から同市市道一〇二二七号線を南西へ進み国道四〇九号との接続に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み同境界線との接続に至り、同所から同境界線を  
南西へ進み成田市と印旛郡酒々井町との境界線との接続に至り、同所から同境界線を西へ進み県道宗吾酒々井線との接続に至り、同所から県道宗吾酒々井線を南西  
へ進み成田市市道一一四四宗吾四丁目一五号線との接続に至り、同所から同市市道一一四四宗吾四丁目一五号線を北西へ進み同市市道一一六六宗吾四丁目一五号線との接続に  
至り、同所から同市市道一一六六宗吾四丁目一五号線との接続に至り、同所から同市市道一一六六宗吾四丁目一五号線との接続に至り、同所から同市市道  
一一六六宗吾四丁目一五号線を南西へ進み同市市道一一五五六宗吾四丁目二二五号線との接続に至り、同所から同市市道一一五五六宗吾四丁目二二五号線との接続に  
至り、同所から同市市道一一五五六宗吾四丁目二二五号線との接続に至り、同所から同市市道一一五五六宗吾四丁目二二五号線との接続に至り、同所から同市市道  
一一五五六宗吾四丁目二二五号線を南西へ進み同市市道一一四四四宗吾四丁目二二五号線との接続に至り、同所から同市市道一一四四四宗吾四丁目二二五号線との接続に  
至り、同所から同市市道一一四四四宗吾四丁目二二五号線との接続に至り、同所から同市市道一一四四四宗吾四丁目二二五号線との接続に至り、同所から同市市道  
一一四四四宗吾四丁目二二五号線を北西へ進み同市市道一一八二八下方吉井塚線との接続に至り、同所から同市市道一一八二八下方吉井塚線を北西へ進み同市市道一一  
内野蛭田線を西へ進み同市市道一一三四下方吉井塚線との接続に至り、同所から同市市道一一三四下方吉井塚線を北西へ進み同市市道一一二一宗吾下方線との接続  
に至り、同所から同市市道一一二一宗吾下方線を北へ進み同市市道一一八下方酒々井線との接続に至り、同所から同市市道一一八下方酒々井線を北東へ進み国道四  
六四号との接続に至り、同所から国道四六四号を南東へ進み同市市道一一五八宗吾台方線との接続に至り、同所から同市市道一一五八宗吾台方線を北東へ進み同市  
市道一一六九宗吾台方線との接続に至り、同所から同市市道一一六九宗吾台方線を北東へ進み同市市道一一三船形台方線との接続に至り、同所から同市市  
道一一三船形台方線を北西へ進み同市市道一八八番地先の同市市道一一四四角川八代線との接続に至り、同所から同市市道一一四四角川八代線を北東へ進み同市市道三  
一六二松崎八代線との接続に至り、同所から同市市道三一一六二松崎八代線を北東へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との接続に至り、同所から東日本旅客鉄道株  
式会社成田線を南東へ進み同市市道三二七三山口押畑線との接続に至り、同所から同市市道三二七三山口押畑線を北東へ進み同市市道三一〇五神畑一号線との接続

点に至り、同所から同江市道三二一〇五柳畑一号線を北東へ進み同江市道三一九柳畑広谷内線との接点に至り、同所から同江市道三一九柳畑広谷内線を北へ進み同江市道三二五七柳畑宝田線との接点に至り、同所から同江市道二二五七柳畑宝田線を北西へ進み小橋川左岸堤防との接点に至り、同所から小橋川左岸堤防を北東へ進み根木名川左岸堤防との接点に至り、同所から根木名川左岸堤防を北へ進み県道成田滑河線との接点に至り、同所から県道成田滑河線を北東へ進み根木名川右岸堤防との交点に至り、同所から根木名川右岸堤防を南東へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との接点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を南西へ進み根木名川左岸堤防との交点に至り、同所から根木名川左岸堤防を南東へ進み同江市道一一三成田土室線との接点に至り、同所から同江市道一一三成田土室線を南東へ進み国道二九五号との接点に至り、同所から国道二九五号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 九十一 成田東カントリークラブ特定猟具使用禁止区域 (銃器)

香取市山倉一、三六七番一ほか四三筆の成田東カントリークラブ区域内

### 九十二 鴨川特定猟具使用禁止区域 (銃器)

国道二二八号と鴨川市東町と同市浜敷との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を北西へ進み同市太海浜二三番一地先の国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を北東へ進み県道鴨川富山線との交点に至り、同所から県道鴨川富山線を北西へ進み東京電力株式会社送電線 (南房線) 下との交点に至り、同所から東京電力株式会社送電線 (南房線) 下を送電線に沿って北東へ進み県道鴨川保田線との交点に至り、同所から県道鴨川保田線を西へ進み鴨川市市道宮田姥田線との接点に至り、同所から同市市道宮田姥田線を北東へ進み同市滑谷二一〇番地先の滑谷壇堤との接点に至り、同所から滑谷壇堤を西へ進み同市八色八一五番地先に至り、同所から北西へ進み同市八色八一〇番地先の同市水道水神田大塚線との接点に至り、同所から同市水道水神田大塚線を北西へ進み同市市道吉田木田線との接点に至り、同所から同市市道吉田木田線を南西へ進み同市八色七一一七番地先の里道との接点に至り、同所から同市水道水神田大塚線を北西へ進み同市市道吉田木田線との接点に至り、同所から同市市道吉田木田線を南西へ進み同市八色七一一七番地先の里道との接点に至り、同所から同市市道吉田木田線を北西へ進み同市市道六三六六五号線との接点に至り、同所から同市市道六三六六五号線を北東へ進み同市市道六五四四号線との接点に至り、同所から同市市道六五四四号線を北西へ進み同市市道六三六六五号線との接点に至り、同所から同市市道六三六六五号線を北東へ進み同市市道一一八号線との接点に至り、同所から同市市道一一八号線を西へ進み同市市道二二二号線との接点に至り、同所から同市市道二二二号線を北へ進み県道木更津根形線との接点に至り、同所から県道木更津根形線を北西へ進み小樺川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から小樺川右岸河川管理用道路を北東へ進み同市市道五〇九一号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九一号線を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を北東へ進み同市下望陀七五番五地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み小樺川右岸河川管理用道路との接点に至り、同所から小樺川右岸河川管理用道路を南東へ進み同市下望陀二四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ延長した直線を南へ進み木更津市と袖ヶ浦市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南へ進み木更津市市道二五二号線との交点に至り、同所から同市市道二五二号線を西へ進み同市市道六四一四号線との接点に至り、同所から同市市道六四一四号線を南西へ進み同市市道六四五四号線との接点に至り、同所から同市市道六四五四号線を南西へ進み東関東自動車道千葉富津線との接点に至り、同所から東関東自動車道千葉富津線を南西へ進み同市市道六四六四五号線との交点に至り、同所から同市市道六四六四五号線を南東へ進み同市市道二二五号線との接点に至り、同所から同市市道二二五号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 九十三 木更津市清川特定猟具使用禁止区域 (銃器)

木更津市東太田四丁目地先の木更津市市道二五号線と県道木更津木吉線との接点を起点とし、同所から県道木更津木吉線を北西へ進み同市市道六三六二号線との接点に至り、同所から同市市道六三六二号線を東へ進み同市市道六五四四号線との接点に至り、同所から同市市道六五四四号線との接点に至り、同所から同市市道六五四四号線を北西へ進み同市市道六三六六五号線との接点に至り、同所から同市市道六三六六五号線を北東へ進み同市市道一一八号線との接点に至り、同所から同市市道一一八号線を西へ進み同市市道二二二号線との接点に至り、同所から同市市道二二二号線を北へ進み県道木更津根形線との接点に至り、同所から県道木更津根形線を北西へ進み小樺川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から小樺川右岸河川管理用道路を北東へ進み同市市道五〇九一号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九一号線を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を北東へ進み同市下望陀七五番五地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み小樺川右岸河川管理用道路との接点に至り、同所から小樺川右岸河川管理用道路を南東へ進み同市下望陀二四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ延長した直線を南へ進み木更津市と袖ヶ浦市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南へ進み木更津市市道二五二号線との交点に至り、同所から同市市道二五二号線を西へ進み同市市道六四一四号線との接点に至り、同所から同市市道六四一四号線を南西へ進み同市市道六四五四号線との接点に至り、同所から同市市道六四五四号線を南西へ進み東関東自動車道千葉富津線との接点に至り、同所から東関東自動車道千葉富津線を南西へ進み同市市道六四六四五号線との交点に至り、同所から同市市道六四六四五号線を南東へ進み同市市道二二五号線との接点に至り、同所から同市市道二二五号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 九十四 太平洋クラブ市原コース特定猟具使用禁止区域 (銃器)

市原市奥野字葉富根一五一番ほか六七六筆の太平洋クラブ市原コース区域内

### 九十五 萬力特定猟具使用禁止区域 (銃器)

旭市萬力地先の県道多古世本線と旭市市道H一〇五二号線との接点を起点とし、同所から同市市道H一〇五二号線を北へ進み同市市道H一〇四一四号線との接点に至り、同所から同市市道H一〇四一四号線を北東へ進み同市市道H一〇三三五号線との接点に至り、同所から同市市道H一〇三三五号線を東へ進み同市市道二一〇三三三号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇三三三号線を南へ進み県道多古世本線との接点に至り、同所から県道多古世本線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 九十六 多古工業団地特定猟具使用禁止区域 (銃器)

香取郡多古町水戸一番三三ほか五四筆の多古工業団地の区域内

### 九十八 野見金特定猟具使用禁止区域 (銃器)

長生郡長南町蔵持地先の長生郡長南町道一四号線と同町道一五五号線との接点を起点とし、同所から同町道一五五号線を南東へ進み同町道四三三八号線との接点に至り、同所から同町道四三三八号線を南東へ進み同町道四二九二号線との接点に至り、同所から同町道四二九二号線を南西へ進み同町道四二八四号線との接点に至り、同所から同町道四二八四号線を西へ進み同町道一四号線との接点に至り、同所から同町道一四号線を南西へ進み同町道四二七三三号線との接点に至り、同所から同町道四二七三三号線を西へ進み同町道四二六五号線との接点に至り、同所から同町道四二六五号線を南へ進み県道南総一宮線との接点に至り、同所から県道南総一宮線を西へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北へ進み同町水沼二、三三〇番地先の大千業カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み同町水沼二、〇五〇番地先の市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町道一四号線との接点に至り、同所から同町道一四号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた

区域

**百 森宮特定御真使用禁止区域（整理）**

夷隅郡大多喜町森宮地先の国道四六五号と夷隅郡大多喜町町道〇三二九号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇三二九号線を北へ進み同町町道〇二七六号線との接点に至り、同所から同町町道〇二七六号線を北へ進み同町町道〇一〇一号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇一号線を南東へ進みいすみ市市道〇一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇号線を南東へ進み国置四六五号との接点に至り、同所から国置四六五号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域